

令和四年環境省令第一号

分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令
（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十二条並びに施行令（令和四年政令第二十五号）第十条、第十一一条第四号、第十四条及び第二十条の規定に基づき、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令を次のように定める。）

（分別収集物の基準）

第一条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（第三号イにおいて「法」という。）

第三十二条の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
二 圧縮されていること。
三 次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外の物が付着し、又は混入していないこと。
四 ラスチック容器包装廃棄物（イに掲げるプラスチック使用製品廃棄物（イに掲げるものを除く。）のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの前号ロに掲げるもののうち、他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集する容器包装廃棄物のうち、飲料、しようゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百二号、第六号において「容器包装再商品化法」という。）第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうち、飲料、しようゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化的促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号）第一項各号に掲げ

る物品であつて、同告示第二項の規定に適合するものを充填するためのボリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物（電子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたものハ 一边の長さが五十センチメートル以上のもの）
口 第三号ロに掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであつて、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。
イ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（前号ロに掲げるものを除く。）
ロ 点滴用器具その他人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるものハ イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであることを契約に含まれるべき事項）

六 容器包装再商品化法第二条第六項の規定に基づき指定された施設において保管されているものである。

（分別収集物の再商品化に必要な行為の再委託契約の有効期間）

二 指定法人が法第三十六条第三項に規定する行為を再委託しようとする者（次号及び第六号において「再受託者」という。）に支払う料金

三 分別収集物（法第三十二条の環境省令で定める基準に適合するものに限る。以下この条において同じ。）の運搬に係る再委託契約における、再受託者が当該再委託契約に係る

省、環境省告示第三号）第一項各号に掲げ

る物品であつて、同告示第二項の規定に適合するものを充填するためのボリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物（電子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたもの）

口 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する使用済小型電

子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたもの）

ハ 一边の長さが五十センチメートル以上のもの）

口 第三号ロに掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであつて、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（前号ロに掲げるものを除く。）

ロ 点滴用器具その他人が感染し、又は感

染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるものハ イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであることを契約に含まれるべき事項）

六 別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ 再委託契約を解除した場合の処理されない再委託契約による事項

ハ 再委託契約による業務終了時の再受託者の事項

ハ 指定法人への報告に関する事項

ハ 再委託契約を解除した場合の処理されない再委託契約による事項

ハ 再委託契約による業務終了時の再受託者の事項

ハ 指定法人への報告に関する事項

ハ 再委託契約による事項

分別収集物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行いう場所の所在地及び当該場所に係る積替えの保管上限に該当するものを充填するためのボリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物（電子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたもの）

口 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する使用済小型電

子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたもの）

ハ 一边の長さが五十センチメートル以上のもの）

口 第三号ロに掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであつて、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（前号ロに掲げるものを除く。）

ロ 点滴用器具その他人が感染し、又は感

染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるものハ イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであることを契約に含まれるべき事項）

六 別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ 再委託契約を解除した場合の処理されない再委託契約による事項

ハ 再委託契約による業務終了時の再受託者の事項

ハ 指定法人への報告に関する事項

ハ 再委託契約による事項

ハ 指定法人への報告に関する事項

二 認定自主回収・再資源化事業者が受託者に支払う料金

三 使用済プラスチック使用製品の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る使用済プラスチック使用製品の積替え又は保管を行いう場所の所在地及び当該場所に係る積替えのための保管上限に該当するものを充填するためのボリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物（電子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたもの）

ハ 一边の長さが五十センチメートル以上のもの）

口 第三号ロに掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであつて、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（前号ロに掲げるものを除く。）

ロ 点滴用器具その他人が感染し、又は感

染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるものハ イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであることを契約に含まれるべき事項）

六 別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ 再委託契約を解除した場合の処理されない再委託契約による事項

ハ 再委託契約による業務終了時の再受託者の事項

ハ 指定法人への報告に関する事項

ハ 再委託契約による事項

一 委託契約の有効期間

二 認定自主回収・再資源化事業者が受託者に支払う料金

三 使用済プラスチック使用製品の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る使用済プラスチック使用製品の積替え又は保管を行いう場所の所在地及び当該場所に係る積替えのための保管上限に該当するものを充填するためのボリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物（電子機器等が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたもの）

ハ 一边の長さが五十センチメートル以上のもの）

口 第三号ロに掲げるもののうち、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであつて、次のいずれかに該当するものが混入していないこと。

イ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの（前号ロに掲げるものを除く。）

ロ 点滴用器具その他人が感染し、又は感

染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるものハ イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであることを契約に含まれるべき事項）

六 別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ その他当該分別収集物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 当該分別収集物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

ハ 再委託契約を解除した場合の処理されない再委託契約による事項

ハ 再委託契約による業務終了時の再受託者の事項

ハ 指定法人への報告に関する事項

ハ 再委託契約による事項

ハ 指定法人への報告に関する事項

号中「認定自主回収・再資源化事業者」とあるのは「認定再資源化事業者」と、同条第三号から第五号まで及び第七号中「使用済プラスチック使用製品」とあるのは「プラスチック使用製品産業廃棄物等」と読み替えるものとする。

附則抄

(施行期日)
1 この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。